伊勢市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、移植に用いる骨髄又は末しょう血幹細胞(以下「骨髄等」という。)を提供した者(以下「ドナー」という。)及びその者を雇用する事業所に対し、助成金を交付することにより、骨髄等の移植の推進に寄与することを目的とする。
- 2 前項の助成金の交付に関しては、伊勢市補助金等交付規則(平成 17 年規 則第 40 号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

- 第2条 助成金の交付の対象となるものは、次に掲げるもののうち、市税を 滞納していないものとする。
  - (1) 公益財団法人日本骨髄バンク(以下「バンク」という。)が実施する 骨髄バンク事業において、骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類 の交付を受けた者で、市内に住所を有するもの(骨髄等を提供した日に おいて市内に住所を有する者に限る。)
  - (2) 前号に規定する者(骨髄等を提供した日に在職している者に限る。) を同日から引き続いて雇用している者で、市内に本店又は主たる事業所 を有するもの

(助成金の額)

- 第3条 助成金の額は、1回の骨髄等の提供につき、次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) ドナー 10万円
  - (2) 雇用事業所 5万円

(交付の申請及び請求)

第4条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、 ドナーにあっては伊勢市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請 求書(ドナー用) (様式第1号) により、雇用事業者にあっては伊勢市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書(雇用事業所用) (様式第2号) により、次に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日から90日以内に市長に申請しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証明する書類の写し
- (2) ドナーとの雇用関係を証明する書類(雇用事業所が申請する場合に限る。)
- (3) その他市長が必要と認める書類 (交付の決定等)
- 第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を伊勢市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、助成金の交付の可否を決定する場合において必要があると認めるときは、申請者に対し、当該決定に関し必要な事項について報告を求めることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。